

東備西播定住自立圏形成推進協議会後援名義等使用承認要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東備西播定住自立圏構想の実現を図るため、個人又は団体（以下「団体等」という。）が行う事業に対し、東備西播定住自立圏形成推進協議会の後援名義及び「東備西播定住自立圏構想推進事業」名称（以下「後援名義等」という。）の使用承認に関して必要な事項を定める。

(後援名義等の承認基準)

第2条 後援名義等の使用承認は、前条の構想実現に寄与すると認められるものでなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、使用承認を行わないものとする。

- (1) 政治活動、宗教活動等にかかわりがあるもの。
- (2) 主として営利を目的とするもの。
- (3) 公序良俗に反するもの又はその恐れのあるもの。
- (4) 暴力団と関係があるもの又はその恐れのあるもの。
- (5) 特定の団体等の事業で、社会性が乏しいもの。
- (5) 実施計画等が完全でなく、実現性が乏しいもの。
- (6) 団体等の組織及び責任者が明確でないもの。
- (7) その他、使用承認することが不相当と認められるもの。

(申請手続)

第3条 後援名義等の使用承認を受けようとする団体等は、後援名義等使用申請書（様式第1号）を事業開催日の2週間前までに会長あて提出しなければならない。

(申請者への通知)

第4条 会長は、申請書を受理したときは、当該申請にかかる内容の審査を行い、承認又は不承認を決定し、その旨を後援名義等使用通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(承認の取消し)

第5条 前条に定める承認決定の後において、第2条に定める承認基準に反する事項が生じた場合、会長は、後援名義等の使用承認を取消し、以後その団

体等の事業についての後援名義等の使用承認は行わないものとする。

(実施の報告)

第6条 後援名義等の使用承認を受けた団体等は、事業終了後2週間以内に事業実施報告書(様式第3号)に関係書類を添えて会長に提出しなければならない。

(適用除外)

第7条 東備西播定住自立圏民間イベント等事業推進支援要綱による推進支援金交付対象事業に「東備西播定住自立圏構想推進事業」名称を使用する場合は、この要綱は適用しない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。